山梨県障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所における障害者(利用者)の在宅就労(在宅における就労に向けた訓練含む。以下同じ。)並びに発達障害児・者への在宅等での多様な支援を推進するため、障害福祉サービスにおけるテレワーク等を導入する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の対象となる経費及び補助率)

第2条 前条に規定する事業及びこれらに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(対象者)

第3条 前条に規定する別表の1の事業については、就労移行支援事業者、就労継続支援 A型事業者、就労継続支援B型事業者(以下「就労系障害福祉サービス事業者」という。)、 別表の2の事業については、発達障害児・者が利用している児童発達支援事業者、放課 後等デイサービス事業者及び就労系障害福祉サービス事業者(以下「発達障害児・者支 援事業者」という。)とする。

(補助額)

第4条 第2条に規定する事業に対する補助額は、別表の1の事業については、1事業所 あたり上限250万円、在宅就労1人当たりに係る単価は上限25万円とし、別表の2 の事業については、1事業所あたり上限25万円とする。

(補助金の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、第2条に定める補助対象経費の実支出額の合計額と前条 に定める補助上限額を比較して少ない方の額とする。ただし、算定された額に千円未満 の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 この補助金の交付の申請は、補助金交付申請書(様式第1号)及び就労系障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入計画書(様式第2号)または、発達障害児・者に対する専用 VR 機器等を活用したソーシャルスキルトレーニングによる学習等実施計画書(様式第3号)を、知事に提出しなければならない。

(補助金交付の条件)

- 第7条 規則第6条の規定による補助金の交付の条件は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 規則第5条に基づき補助金の交付決定を受けた就労系障害福祉サービス事業者及び 発達障害児・者支援事業者(以下「補助事業者」という。)は、事業内容の変更をしよ うとする場合は、変更承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、承認を受けなけれ ばならない。ただし、事業目的の達成に支障をきたさない細部の変更であって、補助 金の増額を伴わないものはこの限りでない。
 - (2)補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。
 - (3)補助事業者は、事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び

支出について証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の翌年 度から5年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数(以下「財産処分制限期間」という。)を経過する日のいずれか長い日まで保管しておかなければならない。

(実績報告書の提出)

第8条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第6号)及び就労系障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入実績報告書(様式第7号)または、発達障害児・者に対する専用VR機器等を活用したソーシャルスキルトレーニングによる学習等実績報告書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

- 第9条 この補助金は、精算払とする。ただし、知事は、必要と認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。
- 2 補助事業者は前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第10条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具(以下「取得財産等」という。)については、財産処分制限期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- 2 補助事業者は、前号の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第10号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。また、知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除額が0円の場合を含む。)は、 位入控除税額報告書(様式第11号)を速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に提出しなければならない。

なお、知事に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の 全部又は一部を返還させることがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月16日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

	補助区分	補助対象経費	補助率
1		在宅就労の実施に用いる、タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア(開発の際の開発基盤のみは対象外)、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策等に要する経費※1 上記経費は当該年度中に係る経費のみを対象とする。リース費用も対象とするが、対象となる期間は当該年度分に限る。※2 インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。	当該経費の 10分の10
2	発達障害児・者に対する専用VR機器等を活用したソーシャルスキルトレーニングによる学習等実施支援事業	専用 VR 機器を活用したソーシャルスキルトレーニングの実施に用いる、VR機器等のハードウェア、ソフトウェア(開発の際の開発基盤のみは対象外)、クラウドサービス、保守・サポート費、導入関連経費、セキュリティ対策等に要する経費※1 上記経費は当該年度中に係る経費のみを対象とする。リース費用も対象とするが、対象となる期間は当該年度分に限る。※2 毎月のサービス利用費やインターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。	当該経費の 10分の10

山梨県知事 殿

申請者 所在地 法人名

代表者

印

年度山梨県障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業費補助金交付申請書 このことについて、次により県補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 申請額 金 円
- 2 所要額調書(別紙1または別紙2)
- 3 導入計画書(様式第2号または様式第3号)
- 4 導入すべき機器等の見積書
- 5 暴力団排除の誓約書
- 6 その他参考となる書類

就労系障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入経費所要額調書

法人名:
障害福祉サービス事業所名:
サービス分類:

導入システム名	システムの概要	導入システム単価 (A)	導入数 (B)	その他導入に必要な費用等 (C)	対象経費の合計額 (D=A×B+C)
					0
					0
					0

発達障害児・者に対する専用VR機器等を活用したソーシャルスキルトレーニングによる学習等経費所要額調書

.名:	
名:	
類:	

導入機器名	機器の概要	導入機器単価 (A)	導入数 (B)	その他導入に必要な費用等 (C)	対象経費の合計額 (D=A×B+C)
					0
					0
					0

様式第2号

就労系障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入計画書

1	導入システム名	
2	システムの概要	
3	システムのメーカー	
4	購入又はリース・レンタルの別	
5	リース・レンタルの場合の契約期間	
6	その他導入に必要な費用等の内容	
7	テレワーク等で行っている活動の内容	
	テレワーク等の導入による効果等(自由記 載)	
9	そのほか	

様式第3号

発達障害児・者に対する専用VR機器等を活用したソーシャルスキルトレーニングによる学習等実施計画書

1	導入機器名	
2	機器の概要	
3	機器のメーカー	
4	購入又はリース・レンタルの別	
5	リース・レンタルの場合の契約期間	
6	その他導入に必要な費用等の内容	
7	VR機器等で行っている活動の内容	
8	VR機器等の導入による効果等(自由記載)	
9	そのほか	

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、別紙「役員等名簿」により提出する当方の個人情報を山 梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える 目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接 的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

山梨県知事 様

[法人、団体にあっては事務所所在地]

 住 所
 原

 〔法人、団体にあっては法人・団体名、代表者名〕

 (ふりがな)

 氏 名

※ 添付書類:役員等名簿

役員等名簿

No.	法人名	役職	氏名	フリガナ	和暦	年	月	日	性別	備考
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

山梨県知事 殿

補助事業者 所在地 法人名

代表者

印

年度山梨県障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった事業計画を次のとおり変更 したいので、承認してください。

- 1 変更の理由
- 2 申請額 金 円
- 3 所要額変更調書(別紙1または別紙2)
- 4 導入計画書(様式第2号または様式第3号に変更箇所を赤字で記載すること)
- 5 導入すべき機器等の見積書
- 6 その他参考となる書類

就労系障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入経費所要額変更調書

法人名:
障害福祉サービス事業所名:
サービス分類:

導入システム名	システムの概要	導入システム単価 (A)	導入数 (B)	その他導入に必要な費用等 (C)	対象経費の合計額 (D=A×B+C)
					0
					0
					0

発達障害児・者に対する専用VR機器等を活用したソーシャルスキルトレーニングによる学習等経費所要額変更調書

法人名:	
障害福祉サービス事業所名:	
サービス分類:	

導入機器名	機器の概要	導入機器単価 (A)	導入数 (B)	その他導入に必要な費用等 (C)	対象経費の合計額 (D=A×B+C)
					0
					0
					0

山梨県知事 殿

補助事業者 所在地

法人名

代表者

印

年度山梨県障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業費補助金中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった事業計画を次のとおり中止 (廃止) したいので、承認してください。

中止 (廃止) の理由

山梨県知事 殿

補助事業者 所在地 法人名 代表者

印

年度山梨県障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業費補助金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助金に係る事業実績について、次のとおり書類を添えて報告します。

- 1 精算額 金 円
- 2 経費実績額調書(別紙1または別紙2)
- 3 導入実績報告書(様式第7号または様式第8号)
- 4 導入した機器の納品書、領収書、写真
- 5 その他参考となる書類

振込先

金融機関名	銀行	支店
預金種別	普通預金 •	当座預金
フリガナ 口座名義		
口座番号		

就労系障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入経費実績額調書

法人名:
障害福祉サービス事業所名:
サービス分類:

	導入システム名	システムの概要	導入システム単価 (A)	導入数 (B)	その他導入に必要な費用等 (C)	対象経費の合計額 (D=A×B+C)
Ī						0
Ē						0
=						0

発達障害児・者に対する専用VR機器等を活用したソーシャルスキルトレーニングによる学習等経費実績額調書

法人名:	
障害福祉サービス事業所名:	
サービス分類:	

導入機器名	機器の概要	導入機器単価 (A)	導入数 (B)	その他導入に必要な費用等 (C)	対象経費の合計額 (D=A×B+C)
					0
					0
					0

様式第7号

就労系障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入実績報告書

1)	導入システム名	
2	システムの概要	
3	システムのメーカー	
4	購入又はリース・レンタルの別	
5	リース・レンタルの場合の契約期間	
6	その他導入に必要な費用等の内容	
7	テレワーク等で行っている活動の内容	
8	テレワーク等の導入による効果等(自由記載)	
9	そのほか	

様式第8号

発達障害児・者に対する専用VR機器等を活用したソーシャルスキルトレーニングによる学習等実績報告書

1)	導入機器名	
2	機器の概要	
3	機器のメーカー	
4	購入又はリース・レンタルの別	
(5)	リース・レンタルの場合の契約期間	
6	その他導入に必要な費用等の内容	
7	VR機器等で行っている活動の内容	
8	VR機器等の導入による効果等(自由記載)	
9	そのほか	

山梨県知事 殿

補助事業者 所在地 法人名 代表者

印

年度山梨県障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助金について、次のとおり 概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 金

円

2 内訳

補助金交付決定額	既概算交付額	差引額 ①-②=③	今回概算請求額	備考

- 3 概算払い請求理由
- 4 振込先

金融機関名	銀	行		支店
預金種別	普通預金	•	当座預金	
フリガナ 口座名義				
口座番号				

山梨県知事 殿

補助事業者 所在地 法人名 代表者

印

山梨県障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業費補助金により取得した 機器等に係る財産処分の承認について(申請)

山梨県補助金等交付規則及び山梨県障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業 費補助金交付要綱の規定に基づき、次の処分について承認願います。

- 処分の種類(該当するものに○)
 (有償譲渡、有償貸付、無償譲渡、無償貸付、交換、廃棄)
- 2 処分の概要 補助年度 処分制限期間 経過年数
- 3 経緯及び処分の理由
- 4 参考となる書類(2の金額の積算の内訳等)

山梨県知事 殿

補助事業者 所在地 法人名 代表者

印

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定があった山梨県障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業費補助金について、交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 山梨県補助金等交付規則第13条に基づく額の確定額 金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 円
- 3 添付書類 2の消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の積算内訳等